運営基準減算について

資料5

次の（1）～（4）の要件に当てはまる場合
・所定単位数の50/100に減算
・運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない

（1） 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、
利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて
説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

（2） 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

①当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

②当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

③当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

（3） 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

① 居宅サービス計画を新規に作成した場合

② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

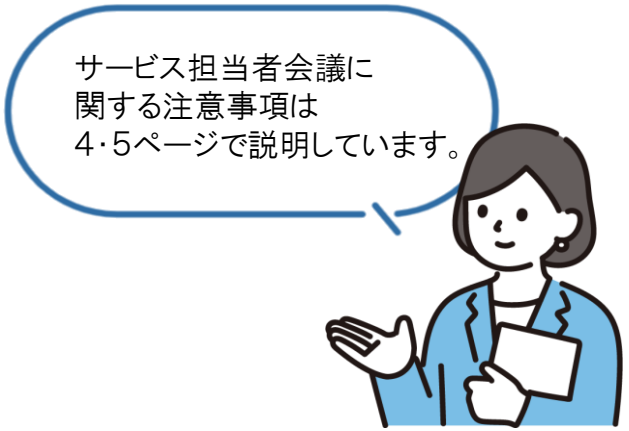

（4） 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

① 当該事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

イ １月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。

ロ 次のいずれにも該当する場合であって、２月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。

ａ テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

ｂ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

（ｉ）利用者の心身の状況が安定していること。

（ii）利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

（iii）介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が１月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

サービス担当者会議の開催に関する注意事項

●サービス担当者会議について●

ケアプラン原案を作成し、サービス調整を行った後は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければなりません。

利用者が要介護更新認定を受けた際や区分変更を行った際など、プランの新規作成を行うタイミングに加え、ケアプランの内容が変更になった場合にも開催が必要です。

なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録し、その記録は2年間保管してください。

●テレビ電話装置等の活用●

サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができますが、利用者又はその家族が参加する場合は、利用者又はその家族の同意が必要です。

テレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する際は厚生労働省作成の「医療情報システムの安全管理に関する ガイドライン」等を遵守し、個人情報の取り扱いには注意してください。

「やむを得ない理由」として認められる場合

やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることが出来ますが、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、

・利用者の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合
・開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合
・居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合

などが想定されています。

利用者やその家族の参加は原則ですが、必須ではないことから、事前に利用者から聞き取った意見等を会議において、ケアマネジャーが代わりに伝える形でも問題ありません。

参　考

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日　厚生省令第38号）…基準省令

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日　老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）…運営基準解釈通知

草加市高年者応援サポーター
そうたくん